

「情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方

○意見募集期間：令和元年10月11日（金）から令和元年11月11日（月）まで

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>政策の提案</p> <p>第1章 社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案。 第2章 教育内容の改正による具体案。 第3章 女性社会進出での改正による具体案。 第4章 外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案。 第5章 「ガバナンス（政治統治）」構造の改正による具体案。 第6章 生活水準での基準による詳細案。 第7章 官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案。</p> <p>※詳細は、「【別紙】提出意見の詳細」参照</p> <p>【個人A】ほか同旨1件</p>	<p>今後の政策を検討する上でのご意見として承ります。</p>	<p>無</p>

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
2	<p>「情報提供ネットワークシステム」における構造では、サイバーセキュリティ対策が必要と、私し個人は考えます。「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格（エレクトロリカルウェーブスペック）」及び「通信規格（トランスミッションスペック）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「通信衛星回線（サテライトシステム）」における「トランスポンダー（中継器）」から成る「ファンクションコード（ソースコード及びチャンネルコード）」のポート通信での「DFS（ダイナミックフレカンシーセレクション）」の構造。（イ）「電話回線（テレコミュニケーション）」における基地局制御サーバーから成る「SIPサーバー（セッションインネーションプロトコル）」の構造。（ウ）「インターネット回線（ブロードバンド）」におけるISPサーバーから成る「DNSサーバー（ドメインネームシステム）」の構造。（エ）「テレビ回線（ブロードキャスト）」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」等の構造。具体的には、「方式（システム）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「3G（第3世代）」における「GPS（グローバルポジショニングシステム）」から成る「3GPP方式（GSM方式及びW-CDMA方式）」の構造。（イ）「4G（第四世代）」における「LTE方式（ロングタームエボリューション）」から成る「Wi-Fi（ワイアレスローカルエリアネットワーク）」の構造。（ウ）「5G（第5世代）」での「（New Radio）」における「MCA方式（マルチチャンネルアクセス）」から成る「DFS（ダイナミックフレカンシーセレクション）」の構造。具体的には、「情報技術（IT）」及び「人工知能（AI）」での「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ（BD）」から成る「データベース（DB）」の癒合により、ITネットワークの構造。（イ）エッジコンピューティングでは、Web上における「URL（ユニフォームリソースロケータ）」での「HTML（ハイパーテキストマークアップラングエッジ）」から成る「API（アプリケーションプログラミングインターフェース）」の導入により、「HTTP通信（ハイパーテキストトランスファープロトコル）」の暗号化による「HTTPS（HTTP over SSL/TLS）」の融合により、AIネットワークの構造。要約すると、「サイバー空間（情報空間）」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー（メールサーバー、Webサーバー、FTPサーバー、ファイルサーバー）」から成る「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」の構造が主流と、私は考えます。「フィジカル空間（物理空間）」では、「AP（アクセスポイント）」の構造が主流と、私は考えます。要するに、「回線（サーキット）」における構造では、サイバーセキュリティ対策が重要と、私は思います。</p> <p>【個人A】</p>	<p>サイバーセキュリティ対策に関するご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>別紙1 P31 7. 特定個人情報の保管・消去 の9 及び、 別紙1 P41 7. 特定個人情報の保管・消去 の9</p> <p>過去3年以内に発生した重大事故の再発防止策として、 *個人情報の厳重かつ適正な管理を徹底 *「個人情報漏洩防止のためのチェックシート」の見直しを実施 の2点があげられていますが、「厳重かつ適正な管理を徹底」については、具体的に、誰が、何に対して、何を、どのように徹底したのかが記載されておらず、再発防止策としての有効性評価が不十分と思われます。</p> <p>3 実際に実行した再発防止策の具体的内容の追記を要望します。</p> <p>また、現在記載されている再発防止策は、管理の徹底、チェックシート共に、人的な対策が中心になっていると受け取れますが、それら人的対策と共に、例えば、個人情報を含む電子メールが発信されたときに、メール送信サーバなどが自動的にメールの中に個人情報が含まれているかどうかを識別し、個人情報が含まれている場合に該当メールの送信実行可否を、自動的に送信者に再確認させる手順を踏ませるなどの機能を備えたシステムの導入を再発防止策として採用することを提案します。</p> <p>【個人B】</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、「再発防止策の内容」を以下のとおり修正いたします。</p> <p>「当該地方総合通信局においては、管理者を通じて保有個人情報の適正な管理の徹底を全職員に周知。 併せて、「個人情報漏えい防止のためのチェックシート」の項目を見直してメーリングリストに係る注意喚起の項目を追加し、全職員で確認・共有を実施。」</p> <p>また、個人情報漏えいを防止できるシステムの導入については貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	有
	<p><P12> (7)再委託の有無 [再委託する]となっているが、その場合は再委託先まで記載すべきだと考える。</p>	<p>再委託先は一般に公表されている情報ではないことから、記載しておりません。</p>	無
	<p><P12> (8)再委託先の許諾方法 再委託先における安全管理措置を確認するためには、一定の情報セキュリティに関する技能を有している者でなければ実効性が担保できないことから、「再委託先における安全管理措置を『情報処理安全確保支援士、システム監査技術者その他の情報セキュリティ及びシステム監査にかかる知識レベルが客観的に担保されている者によって』確認し」と変更することが望ましい。</p>	<p>現状の情報提供ネットワークシステム運用業務においては、再委託先を含めた委託先の安全管理措置について、必要に応じ専門的知見を有する運用管理支援事業者にも助言を求めつつ確認するなど、当省として組織的に対応しています。</p>	無

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p><P14> 6－(1) ICカードや整体認証を用いた入退室管理とあるが、ICカードではなりすませる可能性がある。また、ICカードの耐タンパ性に関する基準も明確に記載されていないことから、不適切であると考え。よって、ここは単に「個人ごとに生体認証を用いた」とするか、「個人ごとのICカード及び生体認証を用いた」と変更することが望ましい。</p>	<p>ICカードと生体情報を併用した入退室管理を行っていますので、ご提案を踏まえ「個人ごとのICカードと生体認証を併用した」の表記に修正いたします。</p>	有
	<p><P18> 4－(7) P12に対する意見と同様とすることが望ましい。</p>	<p>再委託先は一般に公表されている情報ではないことから、記載しておりません。</p>	無
	<p><P22> 6－(1) P14に対する意見と同様とすることが望ましい。</p>	<p>ICカードと生体情報を併用した入退室管理を行っていますので、ご提案を踏まえ「個人ごとのICカードと生体認証を併用した」の表記に修正いたします。</p>	有
4	<p><P26> リスクに対する措置の内容 …情報セキュリティに関する教育・啓蒙活動を行う。とあるが、これらを行う者の資質が担保されないと実効性が確保できないと考える。 よって、「『情報処理安全確保支援士その他の情報セキュリティにかかる知識レベルが客観的に担保されている者による』情報セキュリティに関する教育・啓蒙活動を行う」とすることが望ましい。 システムの監査権限を持った者、とあるが、監査権限を持たせる者について、専門性が担保されることが必要であることから「『情報処理安全確保支援士、システム監査技術者その他の情報セキュリティ及びシステム監査にかかる知識レベルが客観的に担保されている者による』システムの監査権限を持った者、とすることが望ましい。</p>	<p>業務従業者に対する個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育・啓蒙活動に当たっては、必要に応じ専門的知見を有する運用管理支援事業者にも助言を求めつつ行うなど、当省として組織的に対応しています。</p>	無

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p><P27> 情報保護管理体制の確認 今回ガイドライン見直しのきっかけとなった、再委託先における特定個人情報の不適切な取扱いの事案では、再委託先事業者において、ISMS認証やプライバシーマークの取得を行うなど、従前のガイドラインに則した形式的なセキュリティ要件は満たしているという事実があった。 しかし、実態として、これらの認証は、取得又は更新時の確認のみが行われており、実際の運用ベースでも同様のセキュリティが維持されているのかまでは保証されないことから、特定個人情報という情報の特殊性を考慮し、一層厳しい基準を設けるべきであると考えます。 よって、この項目については「・情報処理安全確保支援士その他の情報セキュリティにかかる知識レベルが客観的に担保されている者が複数名所属しており、特定個人情報の保護に関する運用が継続的に実施されていることを確認する。」を追加することが望ましい。</p>	<p>現状の情報提供ネットワークシステム運用業務の委託における情報保護管理体制の確認については、本評価書に記載している「プライバシーマークやISMS (ISO/IEC 27001)等の認証取得事業者であること」のほか、委託先に対しセキュリティ責任者として情報セキュリティに係る知識レベルが客観的に担保されている者の配置も求めています。</p>	無
	<p><P31> (5)物理的対策 P14に対する意見と同様とすることが望ましい。</p>	<p>ICカードと生体情報を併用した入退室管理を行っていますので、ご提案を踏まえ「個人ごとのICカードと生体認証を併用した」の表記に修正いたします。</p>	有
	<p><P36> 情報保護管理体制の確認 P27に対する意見と同様とすることが望ましい。</p>	<p>現状の情報提供ネットワークシステム運用業務の委託における情報保護管理体制の確認については、本評価書に記載している「プライバシーマークやISMS (ISO/IEC 27001)等の認証取得事業者であること」のほか、委託先に対しセキュリティ責任者として情報セキュリティに係る知識レベルが客観的に担保されている者の配置も求めています。</p>	無
	<p><P37> 再委託を行っているのであれば、「原則として行わない」とあることから、再委託先事業者名、再委託を許可した理由及び具体的な確認事項について追記が必要であると考えます。</p> <p>【情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>再委託先に関する情報は、一般に公表されている情報ではないことから、記載しておりません。</p>	無

○提出意見数：個人2件、法人1件

※提出意見数は、提出意見者数としています。